報道資料

平成24年11月16日

公務員の給与改定に関する取扱いについての人事院総裁談話

本日の閣議において、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」が決定されました。これを受けて、別紙のとおり人事院総裁談話を発表いたします。

以 上

問合せ先

事務総局給与局 給与第一課長 佐々木雅之 電話 (03)3581-1194 (直通) 企画室長 箕浦 正人 電話 (03)3581-5311 (内線2513)

人 事 院 総 裁 談 話

平成24年11月16日 人事院総裁 原 恒雄

本日の閣議において、本年の人事院勧告の取扱いに関する方針が決定されました。

この方針においては、「高齢層職員の給与水準の見直し」について、「平成26年4月から実施する方向で、平成25年中に結論を得るものとする」とされております。これは、国家公務員の給与改定を本院の勧告を踏まえて行うという現行の法体系の下で、平成25年1月1日から昇給制度を改定するとの本院の勧告を実施せず、改定の実施について結論を翌年に持ち越すものであり、極めて遺憾であります。

本年の勧告に基づく昇給制度の改定を早期に実施するため必要な措置 が講じられるよう切に期待いたします。